

## 2025(令和7)年度 第2回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2025(令和7)年7月 25 日(金) 14 時 00 分~14 時 50 分  
場所:古賀市役所 第一庁舎 4 階 第一委員会室

---

### 出席委員(6名)

会長	横田 昌宏	副会長	守田 義弘
委員	井手 よし子	委員	菊武 由美子
委員	園田 庄治	委員	瑞慶山 広大

---

### 欠席委員(1名)

委員 岩城 和代

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

市民部長 簗原 浩  
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長 的野 いと  
人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長  
藤本 奈保子

## 事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより「第 2 回古賀市人権施策審議会」を開催いたします。

はじめに、岩城委員がご欠席のため、委員総数 7 名中 6 名のご出席であり、古賀市人権施策審議会条例第 6 条第 2 項に基づく会議の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日はご多用の中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。進行を務めます、人権センター 男女共同参画・多様性推進係 係長の藤本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議開始にあたり市民部長よりご挨拶を申し上げます。

## 市民部長

皆さん、こんにちは。市民部長の簗原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中、また非常に暑い中、第 2 回目の古賀市人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。平素より古賀市の人権施策にご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の審議会では、令和 7 年度の実施計画に関する答申案についてご協議いただきます。この答申をもとに、実施計画を取りまとめ、市政運営全体で着実に取り組んでまいりたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

また、暑い日が続いておりますので、体調管理には十分ご留意のうえお過ごしください。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 司会

続きまして、審議会を代表し、横田会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

## 横田会長

皆さま、こんにちは。横田でございます。

本日は大変暑い中、ご出席いただきありがとうございます。また、前回の審議会では活発なご質問やご意見をいただき、重ねて感謝申し上げます。

本日は、事務局からも説明がありました通り、前回の審議を踏まえ、市長から諮問を受けている内容についての答申案をご協議いただきたく存じます。

私も事前に答申案に目を通しておりますが、やはり一人では十分にチェックできない部分もございます。皆さまのご意見・ご確認をもとに、本日の会議で答申案をまとめ、後日市長へ答申として提出したいと考えております。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

横田会長、ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。まず配付資料の確認をいたします。

##### 【当日配付資料】

1. レジユメ
2. 答申書案(右上に「別紙」と記載)
3. 参考資料①:「議事録の修正について(1枚)」
4. 参考資料②:「第1回古賀市人権施策審議会 議事録ホチキス留め」

資料が不足している方はいらっしゃいませんか。よろしいようですので、会議を進  
行いたします。

ご発言の際は、手元のマイクのボタンを押し、ランプが点灯していることをご確認の  
うえご発言ください。発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをオフにして  
ください。

それでは、ここからの議事進行は横田会長にお願いしたいと思います。横田会長、  
よろしくお願いいたします。

#### 横田会長

では、皆さま、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のレジユメに沿って、議事を進めてまいります。

議題4「今年度答申書案について」に移ります。

今年度の答申書案につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 事務局

それでは、答申書案の内容について、簡単にご説明いたします。

当該答申書案は、第1回審議会における委員の皆さまからのご意見をもとに作成  
しております。以下、それぞれの項目についてご説明いたします。

1点目、「実施計画」冒頭の「はじめに」の部分に関する記載です。

答申書案に記載のとおり、前回、「世界における人権意識の動向」と「国内における  
人権意識の動向」という表現について、「表現が狭く受け止められかねないため、  
『人権をめぐる動向』等の表現に検討されたい」とのご意見をいただきました。

このご指摘を踏まえ、実施計画に反映すべく、表現を見直しております。

2点目、「実施計画」3ページ、「2 令和6(2024)年度の実施計画の評価」に関す  
る記載です。部落差別の解消に向けた取組について、「課題として薄く捉えられて  
いる」とのご指摘があり、社会同和教育推進協議会の研修会なども含めて、人権セ

ンターの活動について記載内容を再検討されたいとのご意見をいただきました。

このご意見を受け、実施計画に反映しております。

3点目、「実施計画」5ページ、「3 令和7(2025)年度の実施計画」に関する記載です。人権問題に横断的に関わる「風評被害」について、「総評のどこかに記載できないか」とのご提案を受け、答申書案に盛り込んでおります。

なお、第1回審議会では、このご提案を受けて「追記したい」とお伝えし、文章案を口頭でお伝えしました。その際に「内容をほとんどそのまま引用しているのではないか」とのご指摘がありました。

今回の答申書を受けて実施計画の確定版を作成する際には、当該部分がそのまま引用という形とならないよう、表現を見直す予定です。

4点目、来年に「ひのえうま」を控え、いただいたご意見を踏まえ、答申書案に記載しております。

なお、本答申書案は第1回審議会の会議録と併せてお送りしており、そこからの変更はございません。

以上で説明を終わります。

横田会長

ありがとうございます。

ただいま、答申書案について事務局よりご説明いただきました。ご説明の内容について、ご不明な点などがございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、ここから皆さまと一緒に、答申書案の内容について1点ずつ確認をしてみたいと思います。

「ここはこういったことまで盛り込んでほしい」「この内容で問題ないと思う」など、ご意見がありましたら、ぜひご発言をお願いいたします。

それでは、答申書案の1点目についてです。

「世界における人権意識の動向」という表現を、「人権をめぐる動向」などに変更してはどうかというご提案がありました。

これは「答申書」であるため、委員会内でのさまざまな審議を踏まえ、委員会として市長に対して提出するものです。

市長はこの答申をもとに、今後の施策等について判断をされることになります。したがって、我々の答申には法的な拘束力や強制力はありませんが、「こういった意見が委員会として出されているので、行政施策に反映していただきたい」という意思を伝える、非常に大切な内容になります。

そうした位置づけを踏まえたうえで、この1点目について、何か付け加えるべき点、ご意見などがありましたらご発言をお願いいたします。

これまでの審議の議事録を事務局で確認していただき、各委員の発言内容をもとにまとめたものが今回の案となっています。

中には「自分が言ったことが反映されていない」と感じられる部分もあるかもしれませんが、大枠としての方向性に基づいて記載内容を整理しています。

繰り返しになりますが、最終的には市長の判断に委ねられるものであり、「こういう方向性で進めてほしい」「特にこの点には注意を払ってほしい」といった委員会としてのメッセージを文言としてまとめています。

そのような観点からも、今回の内容をご確認いただければと思います。

瑞慶山委員、どうぞ。

瑞慶山委員

はい、瑞慶山です。

1点目についてですが、「狭く受け止められないように」というご指摘の部分は、「人権意識」という言葉の「意識」に注目するという点がポイントなのでしょうか。

私としては、その点についてはご指摘のとおりだと思っております。

一方で、「世界」と「国内」を分けて記載するという部分については、そのままの形でもよいのではないかと考えております。記述としても、その方が読みやすく、内容も理解しやすいのではないかと思います。

例えば、「世界における人権の動向」「国内における人権の動向」というように、世界と国内を区別して記載する形を残してもよいのではないかという印象を持ちました。以上です。

横田会長

はい、ありがとうございます。

他に、同じご意見でも構いませんので、ご発言のある方はいらっしゃいますか。

守田委員

はい。これは多分、私の発言がもとになっている部分だと思います。

委員がおっしゃったとおり、世界の人権状況については、たとえば現在のウクライナ情勢やその他の問題を見ても、人権尊重という概念が否定されかねないような厳しい状況が続いています。

一方、国内についても、今回の参議院選挙の状況を見ても「日本は人権尊重が安定している」とは一概に言い切れなくなってきていると感じています。

とはいえ、世界と国内の人権状況には、依然として大きな乖離があるのも事実です。そのため、あえて「世界」と「国内」を分け、それぞれに対する意識を持つことが日本国民として重要であり、別々に捉えることに意味があると思っております。

横田会長

ありがとうございます。

では、世界と国内という文言は残した方がよい、というご意見でよろしいでしょうか。一つ提案ですが、原文は今手元にありませんが、例えば「国内のみならず、世界の人権をめぐる動向にも注目し……」といったような表現はいかがでしょうか。何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

瑞慶山委員

今ご意見のあった部分は、いわゆる「見出し」として使われている文言です。そのため、文章を一体化するというよりは、見出しを維持しつつ、「意識」というやや抽象的、あるいは主観的に受け取られがちな表現だけを削除し、「世界における人権の動向」「国内における人権の動向」というように変更する形がよいのではないのでしょうか。

横田会長

「人権意識」の「意識」という語を削除し、より広い意味を持たせるように表現を修正するというご提案でよろしいかと思えます。事務局、今のご意見を踏まえて文章案をご提示いただけますか。

事務局

はい。

ただいまのご提案を受けまして、答申書案の1点目につきましては、「世界における人権意識の動向」と「国内における人権意識の動向」については、という表現から、「意識」という語をのぞき、より広い意味を持たせるような表現に変更することを検討していただきたい、という趣旨の文言に修正したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

横田会長

「意識」を外してくださいという、より広い意味を持たせてほしいという審議会の意見として、答申に盛り込みたいと考えております。よろしいでしょうか。それでは、1点目については、事務局が先ほどご説明した内容で修正をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2点目に入ります。

「部落差別の解消に向けた取組として、社会同和教育推進協議会(社同推)の研修会なども含め、人権センターの活動について記載内容を検討されたい」という趣旨でまとめておりますが、これについてご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

はい、守田副会長

守田委員

この点は、私の発言を受けての内容かと思えます。特に、最近の参議院選挙公報などを見ても、これまで長年にわたり地道に取り組まれてきた人権教育や、教育委員会・国の施策が、一瞬で吹き飛ばされてしまうような懸念を感じています。

とくに、地域ごとに社会「同和」教育推進協議会が実施している学習活動の成果や課題、評価といったものを、少し強制的に記載していただければと思います。

いわゆる地道な人権教育・同和教育の取組が、社会全体に広がる大きな風潮や偏見に対して、必要だと思っております。

そのような意味でも、現状の表現は、趣旨としてはよろしいかと思えます。

以上です。

横田会長

はい、ありがとうございます。

ほかにご意見があればお願いいたします。

瑞慶山委員

瑞慶山です。

この趣旨には私も賛同いたします。ただ、文章中の「課題に対し薄くとらえられることから」という表現に少し気になっております。

今の副会長のお話を聞く限りでは、「しっかり取り組んでいることを、より積極的に発信していかなければならない」という観点でのご意見だと思うので、例えば「部落差別の解消に向けた取組をより積極的に発信するために」といったような発信の強化なんだという文言を入れると、趣旨がより明確に伝わるのではないかという印象を持ちました。

以上です。

横田会長

はい、ありがとうございます。

私も「薄く」などの形容詞は、人によって受け取り方が異なるため、可能であれば避

けた方がと思います。

それでは、現在の表現を次のように修正する形でよろしいでしょうか。

「部落差別の解消に向けた取組をより積極的に発信するために、社会「同和」教育推進協議会の研修会なども含め、人権センターの活動について記載内容を検討されたい。」

このような文言でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、2点目はただ今の内容に基づき、修正をお願いします。

続いて、3点目に移ります。

「人権問題に横断的に関係する風評被害について、総評に記載されたい」ということとでございます。これについてご意見がございましたらお願いいたします。

この点に関して、事務局からの説明で、「実施計画の確定版を作成する際には、表現をぼやかしたい」とありましたが、ぼやかしたいという言葉の意味が少し分かりづらかったのですが。

#### 事務局

前回の会議で、追記したい文章として、ご提案のあった冊子の内容をそのまま抜粋して記載したいとしておりました。たとえば、1. 科学的認識を持つこと 2. 偏見や固定観念を抱かないこと 3. 自ら確かめずに情報を鵜呑みにしないこと といったような表現です。それはよろしくないのではとご指摘をいただきました。今後、答申書を受け実施計画の確定版を作成する際にも、引用ではなく、意を汲んだ文章に変更にしたいと考えております。

以上です。

#### 横田会長

はい。確かにそのようなやり取りがありましたね。よく分かりました。

それでは、3点目については、現在の記載内容でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、3点目については、現行の記載内容で進めさせていただきます。

それでは、4点目に入ります。

「今後の動向が予測困難なネット社会の中で、予断に基づいた行動がなされないような発信を検討されたい」という内容について、ご意見を伺いたしたいと思います。

挙手をお願いします。

#### 瑞慶山委員

はい、瑞慶山です。

「余談」という字がこれではないのではないかと思います。あらかじめの判断の「予断」では。

事務局

失礼いたしました。

横田会長

こないだの参議院選挙をみましても、ネットが荒れているというか、何が真実なのかなかなか判別がつきにくい状況がありました。

メディア・リテラシーとか求められますが、難しいですね。

また、真実ではないのではないかとと思われるものがどんどん拡散されて。場合によっては公職選挙法に違反するのではと思うような内容も見受けられましたが。

そうした意味で、インターネットは非常に便利なツールである一方で、功罪があるということを改めて実感しました。

我々一人ひとりが、見極める目を持っていなければ、とんでもない波に流されてしまうと思っています。

この点は、人権問題に取り組んでいく中でも非常に大きな課題であり、本来であれば、総務省など、通信や情報発信を所管する機関が摘発や制度改善をもっと強化すべき分野だと思います。

しかしながら、現状では発信者の特定すら難しい状況のなかで、我々自身が、慎重になっていかなければならないと思っております。

4 点目の内容については、今のご意見を踏まえた表現で進めてよろしいでしょうか。

はい、それでは、これまでご審議いただいた内容について、本日お示した 4 点をもって、当審議会から市長へ答申を行うということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、レジュメの 4 番「議事」については以上とさせていただきます。

続いて、5 番「その他」に移ります。

委員の皆さまから、その他ご発言はございますか。

はい、副会長、どうぞ。

守田副会長

すみません、これは要望になります。

先ほどからの話題にもありましたように、世界情勢や今まで世界人権宣言や第二次世界大戦後の国際連合の動きなどを通じて、人権尊重の理念が一定程度定着してきたと考えています。しかしそれが安易に崩れ去ってしまっているような世界情勢になっています。

私からの個人的な要望ですが、やはり「地道な人権教育」や「同和教育」の取り組みこそが、我が国の人権状況をこれまで作り上げて来たし、これからもそのような方向性で継続していく。こうした地道な取り組みは、決して即効性のある特効薬ではありませんが、私たちの価値観の中に「人権尊重」という理念や価値観を広げ、守り、育てていくために必要だと考えております。

そういうなかで私自身、かつて福岡市職員として人権関係部署を担当してきました。その経験からも、市の職員が果たす役割は非常に大きいと常々感じておりました。人権啓発に直接携わる職員だけでなく、日常の行政業務に関わるすべての職員が、人権意識を持って業務に関わることが大切です。福岡市においても、どれほどそれが浸透しているかは自信がないのですが、「あらゆる施策の基本に人権尊重がある」とい謳って、取り組みを進めてきました。

そうした意味でも、職員研修の充実は極めて重要であると考えます。人権に関わる部署の職員は、日常業務の中で自らの人権意識を高めたり、社会的な人権課題に対する視野を広げる機会が多いと思います。

しかし、そうでない部署に配属されている職員であっても、市民、県民、そして日本国民の人権を守り育てるという立場のもとに業務に携わってあると思うので。

去年は、          氏が講師でされてということを知っております。古賀市においても、職員の育成、人権意識の向上については課題意識をお持ちだと思います。

先ほども話題に出た参議院選挙のことを踏まえると、やはり市職員がしっかりとした学習の機会を持ち、意識高めていくことは肝要であると思います。

今年度も引き続き、研修機会の設定と内容の充実に努めていただければと思っています。いるところです。

横田会長

はい、ありがとうございます。

本日は課長が欠席のため、部長よりお答えをいただきます。古賀市の職員における人権研修や職員の人権意識について、直接の所管でないかもしれませんが、何かお考えがあればご発言をお願いいたします。

市民部長

はい。古賀市におきましても、行政施策の根本にあるのは人権であると認識しております。すべての業務は、この人権の理念に基づいて実施しているという考え方で進めております。

職員研修につきましては、年2回、前期・後期と実施しております。

前期研修では、講師をお招きし、全職員を対象とした講義形式の研修を行っております。後期研修では、各課に対して研修資料を配布し、課長を中心に職場内で人

権問題について話し合う場を設けています。

また、全体行事として、7月と12月に開催される「市民のつどい」等のイベントにも、研修の一環として職員が参加するよう推奨しております。ただし、全職員が参加することは難しく、現状では参加率に課題があるのも事実です。今後は、より多くの職員が研修の機会を得られるよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

#### 事務局

1点補足させていただきます。

実施計画の88ページをご覧ください。

このページには、人事秘書課が作成した「人材育成事業」に関する記載があります。上段には、前年度に実施した事業が一覧で掲載されています。

先ほど箕原が申し上げた会計年度任用職員含む全職員対象の人権問題研修が年に2回。新規採用職員に対しては丸一日をかけて人権研修を行っております。

入庁後5年・10年・15年の職員を外部に派遣する研修、職員研修所における人権関連研修、認知症サポーター研修、ゲートキーパー研修。

次ページには、昨年度の研修の成果・評価・課題と、今年度の事業計画が記載されております。今年度も、前年度の内容を踏まえ、同様の内容で研修を実施する予定であると、人事秘書課から聞いております。

#### 横田会長

ありがとうございます。

私からも一言申し上げます。古賀市の職員はしっかりと研修に取り組んでおられ、年数を重ねるにつれ、知識や経験も深まっていると感じています。

ただし、知識を身につけるだけでなく、差別の現場に遭遇した際に「それは違う」と声を上げ、一歩踏み出せる職員を育てていくことが重要だと思います。

人権センターや人権関連部署の職員はすでにそうした姿勢を持っておられると思いますが、その他の部署でも同様に、一歩踏み出せる職員を育成していただきたいと希望します。

#### 園田委員

すみません、要望というほどのことではありませんが、答申書の2番目「部落差別の解消に向けた取組」に関連して、一言お話しさせていただきます。

私自身、社会同和教育推進協議会、社同推の副会長も務めておりまして、情報共有という意味合いで少しご説明させていただきます。

本日、皆さまの机上に資料をお配りしておりますが、「みんなの人権セミナー」という事業があります。これは社同推が人権センターと共同で実施しているもので、年間

4回のセミナーを実施しています。

回によって参加者数にはばらつきがありますが、コロナ禍を経て、ようやく開催できるようになり、内容もできるだけタイムリーなテーマに変更しながら実施しています。今年度の社同推のテーマは「一歩先へ 分かり合い、認め合い、つながり合おう」です。人権問題を“自分ごと”として捉えられる仲間を増やしていこう、というスタンスで取り組んでいます。

また、「みんなの人権セミナー」とは別に、「校区啓発事業」も実施しています。これは、各校区の区長さん、分館主事さん、分館長さんなどを中心に、年間2回、さまざまなテーマで学習会を開催しているもので、人権センターと連携して取り組んでいます。

一昨年から昨年にかけては、先ほど名前が挙がりました■■■■■さんに各校区を回っていただき、部落差別の問題をテーマにご講演いただきました。

社同推は今年で51年目を迎えましたが、50年という節目を機に、改めて原点に立ち返り、部落差別の問題を共通テーマとしてしっかり取り上げていこうという方針で取り組んでいます。

なお、今年度第4回のセミナーには、昨年度の校区啓発事業で部落差別をテーマに講演された迫本幸二さんを再びお迎えしています。

今年度はまた校区啓発の共通講師として、■■■■■さんをお招きし、各校区での啓発活動を続けていく予定です。

社同推の「同和」という名称については、ここまでこだわっている団体も少ないかもしれませんが、古賀市において社同推が設立された原点です。

一つは、古賀町内で当時発生した部落差別事件、もう一つは、学校教育の中で部落問題が教科書に記載されるようになったことが契機です。学校で学んできた内容と異なることを家庭で語ってしまうと、それ自体が差別の再生産になりかねないという認識から、社会教育の観点で「同和教育」をしっかりと位置づけていく必要があるということでスタートしました。

つまり、「原点は部落差別にある」ということを、今一度強く意識して取り組んでいるということです。

もちろん、人権問題は部落差別だけではありません。ヘイトスピーチ、障がい者差別、LGBTQ など、さまざまな課題についても、多角的な視点から研修を企画しています。「一人ひとりが豊かに生きていく」「共に生きていく」そして「差別をなくす主体者となる」ことを目指して、日々活動を続けています。

こう言うと立派なことをやっているように聞こえるかもしれませんが、実際には「どれくらい参加者がいるのか」「どれだけ広がっているのか」といった問いには、まだまだ課題が多いのが現実です。

区長さんなども毎年交代制のため、ノウハウの蓄積がしにくいという事情もありま

す。ただ、ここ数年は、研修後の反省会で「来年は担当を外れるが、機会があればまた参加したい」と言ってくれる方も出てきており、少しずつ前向きな広がりを感じています。

先ほど、答申書の 2 番目「部落差別の解消に向けた取組」についてもお話がありましたが、社同推としてもそれなりに取り組んではいるものの、やはり課題は多いと実感しています。

今後は、さまざまな団体やグループ(サークルと言ったら語弊があるかもしれませんが)が、より広く結集できるような連携の枠組みが整えば、さらに効果的な啓発活動ができるのではないかと考えています。

こうした活動の一端をご紹介します、共有させていただきました。ありがとうございました。

横田会長

ありがとうございました。

ほかに、「その他」の項目でご発言のある方はいらっしゃいますか？

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から「その他」について何かございますか？

事務局

それでは、事務局から数点、その他のお知らせを申し上げます。

まず 1 点目は、前回、第 1 回審議会の議事録についてです。

既にお送りしております議事録案につきまして、委員の皆さまからいくつか修正のご意見をいただいております。その内容を反映させた「修正前」と「修正後」の比較資料を、本日お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、修正を反映した確定版の議事録も、本日併せて配付しております。

この内容をもって、第 1 回古賀市人権施策審議会の議事録を正式に確定とたいと考えております。

続いて 2 点目は、本日の会議録および、先ほどご審議・ご決定いただいた答申内容を反映した答申書についてです。こちらは、作成次第、皆さまに一度お送りいたしますので、内容をご確認いただき、訂正等ございましたら人権センターまでご連絡をお願いいたします。

なお、会議録の確定につきましては、横田会長および守田副会長のご確認をもって決定とさせていただきます。また、答申書については、横田会長のご承認をもって確定とし、その後、市長へ提出させていただきます。

例年、答申書の提出には会長・副会長にご出席いただいておりますが、他の委員の方でご出席を希望される場合は、事務局までお知らせください。日時が決定次第、

改めて委員の皆さまにご案内いたしますので、ご都合がつく方は、ぜひご参加いただければと思います。

最後に、先ほど園田委員からもご紹介がありました社同推主催みんなの人権セミナーについてご案内いたします。

本日、お手元にチラシを配付しております。チラシ裏面には、第1回から第4回までの開催内容を掲載しています。

いずれも様々な人権課題に関する内容となっておりますので、委員の皆さまにおかれましても、ご都合がございましたらぜひご参加ください。

#### 横田会長

それでは、その他を終了とさせていただきます。

以上で、すべての議事を終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

#### 事務局

横田会長、本日はスムーズな議事進行をありがとうございました。

また、審議会委員の皆さまにおかれましては、熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和7年度第2回古賀市人権施策審議会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。